

# ◆住民税の計算方法◆

## ◎所得

令和5年1月1日から12月31日までの1年間の収支を基に計算します。

事業	営業等	販売業、飲食業、製造業、運送業、建設業、サービス業（旅館、クリーニング、理容、美容など）、医師、司法書士、外交員、ホステス、作家などの事業による所得です。 ※収支内訳書（一般用）を作成してください。																																																																	
	農業	米・麦・花・果樹などの農産物の生産、家畜の育成・肥育・採卵または酪農品の生産などによる所得です。 ※収支内訳書（農業所得用）を作成してください。																																																																	
不動産	地代、家賃、駐車場代など土地や家屋などの貸付等による所得です。 ※収支内訳書（不動産所得用）を作成してください。																																																																		
利子	公社債及び預貯金の利子による所得です。源泉徴収済みであれば申告不要です。																																																																		
配当	株式の配当、出資の配当及び剰余金の分配、証券投資信託の利益の分配による所得などです。 ※令和5年分確定申告から、課税方式を所得税と住民税とで一致させる改正がなされました。これにより、源泉徴収済みの配当所得等を確定申告で申告したとしても、住民税では申告しないこととする「申告不要制度」については、選択できなくなりました。																																																																		
給与	与	給料、賃金、賞与などによる所得です。パートやアルバイトも含まれます。給与所得は、給与収入から次の表の計算で求めることができます。																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～550,999円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円</td> <td>収入金額－550,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円～1,799,999円</td> <td rowspan="2">収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て) = A</td> <td>A × 2.4 + 100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円～3,599,999円</td> <td>A × 2.8 - 80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td></td> <td>A × 3.2 - 440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td colspan="2">収入金額 × 0.9 - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円～</td> <td colspan="2">収入金額 - 1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table>		給与等の収入金額	給与所得の金額	～550,999円	0円	551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て) = A	A × 2.4 + 100,000円	1,800,000円～3,599,999円	A × 2.8 - 80,000円	3,600,000円～6,599,999円		A × 3.2 - 440,000円	6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円		8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円																																					
		給与等の収入金額	給与所得の金額																																																																
		～550,999円	0円																																																																
		551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円																																																																
		1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円																																																																
		1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円																																																																
		1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円																																																																
		1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																																																																
		1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て) = A	A × 2.4 + 100,000円																																																															
1,800,000円～3,599,999円	A × 2.8 - 80,000円																																																																		
3,600,000円～6,599,999円		A × 3.2 - 440,000円																																																																	
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円																																																																		
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円																																																																		
国民年金、厚生年金、恩給、共済年金などによる所得です。 次の表で年金分雑所得を求めることができます。 ※遺族年金や障害者年金は非課税ですので、ここに計上する必要はありません。																																																																			
雑	公的年金等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額の合計額 (A)</th> <th colspan="3">雑所得の金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">65歳未満 昭和34年1月2日以後生まれの方</td> </tr> <tr> <td>～ 600,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>600,001円～1,299,999円</td> <td>(A) - 600,000円</td> <td>(A) - 500,000円</td> <td>(A) - 400,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円～4,099,999円</td> <td>(A) × 0.75 - 275,000円</td> <td>(A) × 0.75 - 175,000円</td> <td>(A) × 0.75 - 75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～7,699,999円</td> <td>(A) × 0.85 - 685,000円</td> <td>(A) × 0.85 - 585,000円</td> <td>(A) × 0.85 - 485,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～9,999,999円</td> <td>(A) × 0.95 - 1,455,000円</td> <td>(A) × 0.95 - 1,355,000円</td> <td>(A) × 0.95 - 1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円～</td> <td>(A) - 1,955,000円</td> <td>(A) - 1,855,000円</td> <td>(A) - 1,755,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">65歳以上 昭和34年1月1日以前生まれの方</td> </tr> <tr> <td>～ 1,100,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～3,299,999円</td> <td>(A) - 1,100,000円</td> <td>(A) - 1,000,000円</td> <td>(A) - 900,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円～4,099,999円</td> <td>(A) × 0.75 - 275,000円</td> <td>(A) × 0.75 - 175,000円</td> <td>(A) × 0.75 - 75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～7,699,999円</td> <td>(A) × 0.85 - 685,000円</td> <td>(A) × 0.85 - 585,000円</td> <td>(A) × 0.85 - 485,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～9,999,999円</td> <td>(A) × 0.95 - 1,455,000円</td> <td>(A) × 0.95 - 1,355,000円</td> <td>(A) × 0.95 - 1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円～</td> <td>(A) - 1,955,000円</td> <td>(A) - 1,855,000円</td> <td>(A) - 1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table>			公的年金等の収入金額の合計額 (A)	雑所得の金額			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満 昭和34年1月2日以後生まれの方				～ 600,000円	0円	0円	0円	600,001円～1,299,999円	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円	10,000,000円～	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円	65歳以上 昭和34年1月1日以前生まれの方				～ 1,100,000円	0円	0円	0円	1,100,001円～3,299,999円	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円	3,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円	10,000,000円～	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円
		公的年金等の収入金額の合計額 (A)	雑所得の金額																																																																
			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超																																																														
		65歳未満 昭和34年1月2日以後生まれの方																																																																	
		～ 600,000円	0円	0円	0円																																																														
		600,001円～1,299,999円	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円																																																														
		1,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円																																																														
		4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円																																																														
		7,700,000円～9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円																																																														
		10,000,000円～	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円																																																														
		65歳以上 昭和34年1月1日以前生まれの方																																																																	
		～ 1,100,000円	0円	0円	0円																																																														
		1,100,001円～3,299,999円	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円																																																														
3,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円																																																																
4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円																																																																
7,700,000円～9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円																																																																
10,000,000円～	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円																																																																

雑	業 務	原稿料等の報酬、講演料、印税、シルバー人材センターからの支払など、給与や事業所得とは別の業務によって得た所得を計上します。
	そ の 他	郵便年金契約・生命保険契約の年金など、上記に当たらない所得です。
総 合 譲 渡		機械、特許権、ゴルフ会員権、競走馬、貴金属等の譲渡による所得です。 取得の日から譲渡の日までの所有期間 5年以内のもの…短期譲渡所得      5年を超えるもの…長期譲渡所得
—	時	生命保険の返戻金、懸賞の賞金品、競輪・競馬などの払戻金などによる所得です。

※分離課税所得について

ここまでの所得とは別に、種類別にそれぞれの計算に基づき税額を算出する所得です。

源泉徴収で住民税がすでに天引きされていれば、申告する必要はありません。

○分離譲渡

土地・建物等の譲渡による所得。所有期間が5年以下か6年以上で税率が変わります。道路開通などのため、国や自治体に依頼されて譲渡した場合（収用）は、特別控除がありますので、住民税申告をお願いいたします。

○一般株式等の譲渡、上場株式等の譲渡

株式などの有価証券の譲渡による所得。損失の繰越をしたいときは確定申告をしてください。

○上場株式等の配当等

株式の配当、出資の配当及び剰余金の分配、証券投資信託の利益の分配などによる所得。

○先物取引

先物取引による所得。損失の繰越をしたいときは確定申告をしてください。

○山林

5年を超える期間所有した山林を伐採または立木のまま譲渡したときの所得。申告する場合は確定申告をしてください。

所有期間が5年以内だった場合は事業所得または雑所得になります。

○退職

退職に際し、勤務先から受ける退職金・一時恩給などによる所得。原則源泉徴収されているので、申告する必要はありません。

※ 譲渡所得、譲渡所得と通算している配当所得、先物取引、山林所得の申告は、渋川市の申告受付では対応できません（収用を除く）。

**◎所得控除** 令和5年1月1日から12月31日までの1年間の状況を基に計算します。

<p>社会保険料控除</p>	<p>令和5年中に支払った国民健康保険税、介護保険料、国民年金、厚生年金、雇用保険などの掛金がある場合。</p> <p>[控除額] 支払額＝控除額</p> <p>※この控除を受ける場合は、証明書が必要です。</p>																												
<p>小規模企業共済等掛金控除</p>	<p>小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度等の掛金がある場合。</p> <p>[控除額] 支払額＝控除額</p> <p>※この控除を受ける場合は、証明書が必要です。</p>																												
<p>生命保険料控除</p>	<p>令和5年中に生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合。</p> <p>[控除額] 次の表により計算した額。生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がそれぞれある場合は、それぞれを下記の計算式で計算し、合計額を控除額とします。（上限額70,000円）</p> <p>※この控除を受ける場合は、保険料の支払証明書が必要です。</p> <p><b>①新契約（H24.1.1以降の契約）に基づく場合の控除額</b></p> <table border="1" data-bbox="389 1025 1409 1211"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額の計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 12,000円</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円 ～ 32,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×0.5+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円 ～ 56,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×0.25+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円 ～</td> <td>28,000円（上限額）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>②旧契約（H23.12.31以前の契約）に基づく場合の控除額</b></p> <table border="1" data-bbox="389 1285 1409 1471"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額の計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 15,000円</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円 ～ 40,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×0.5+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円 ～ 70,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×0.25+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円 ～</td> <td>35,000円（上限額）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>③新契約と旧契約の両方に加入している場合の控除額</b></p> <p>新契約と旧契約の両方に加入している場合の新（旧）生命保険料または新（旧）個人年金保険料は、生命保険料または個人年金保険料の別に、次のいずれかを選択して控除額を計算することができます。</p> <table border="1" data-bbox="389 1655 1409 1872"> <thead> <tr> <th>適用する生命保険料控除</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新契約のみ</td> <td>①の計算式に基づき算定した控除額</td> </tr> <tr> <td>旧契約のみ</td> <td>②の計算式に基づき算定した控除額</td> </tr> <tr> <td>新契約と旧契約の両方</td> <td>①の計算式に基づき算定した新契約の控除額と②の計算式に基づき算定した旧契約の控除額の合計額（上限額28,000円）</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の金額	控除額の計算式	～ 12,000円	支払った保険料の全額	12,001円 ～ 32,000円	支払った保険料の合計額×0.5+6,000円	32,001円 ～ 56,000円	支払った保険料の合計額×0.25+14,000円	56,001円 ～	28,000円（上限額）	支払った保険料の金額	控除額の計算式	～ 15,000円	支払った保険料の全額	15,001円 ～ 40,000円	支払った保険料の合計額×0.5+7,500円	40,001円 ～ 70,000円	支払った保険料の合計額×0.25+17,500円	70,001円 ～	35,000円（上限額）	適用する生命保険料控除	控除額	新契約のみ	①の計算式に基づき算定した控除額	旧契約のみ	②の計算式に基づき算定した控除額	新契約と旧契約の両方	①の計算式に基づき算定した新契約の控除額と②の計算式に基づき算定した旧契約の控除額の合計額（上限額28,000円）
支払った保険料の金額	控除額の計算式																												
～ 12,000円	支払った保険料の全額																												
12,001円 ～ 32,000円	支払った保険料の合計額×0.5+6,000円																												
32,001円 ～ 56,000円	支払った保険料の合計額×0.25+14,000円																												
56,001円 ～	28,000円（上限額）																												
支払った保険料の金額	控除額の計算式																												
～ 15,000円	支払った保険料の全額																												
15,001円 ～ 40,000円	支払った保険料の合計額×0.5+7,500円																												
40,001円 ～ 70,000円	支払った保険料の合計額×0.25+17,500円																												
70,001円 ～	35,000円（上限額）																												
適用する生命保険料控除	控除額																												
新契約のみ	①の計算式に基づき算定した控除額																												
旧契約のみ	②の計算式に基づき算定した控除額																												
新契約と旧契約の両方	①の計算式に基づき算定した新契約の控除額と②の計算式に基づき算定した旧契約の控除額の合計額（上限額28,000円）																												

地震保険料控除	<p>令和5年中に地震保険料を支払った場合。 平成18年末までに契約した保険期間10年以上で満期返戻金がある長期損害保険料は経過措置により支払額の一定額が控除されます。</p> <p>[控除額] 次の表により計算した額。地震保険料と長期損害保険料が両方ある場合は、それぞれを計算し、合計額を控除額とします。ただし、1つの契約が地震保険料、長期損害保険料のいずれにも該当する場合はいずれか1つのみに該当するものとして計算します。（上限額25,000円）</p> <p>※この控除を受ける場合は、保険料の支払証明書が必要です。</p> <table border="1" data-bbox="395 533 1380 763"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険料</td> <td>～ 50,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×0.5</td> </tr> <tr> <td>50,001円～</td> <td>25,000円（上限額）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長期損害保険料</td> <td>～ 5,000円</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～ 15,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×0.5+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～</td> <td>10,000円（上限額）</td> </tr> </tbody> </table>	保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額	地震保険料	～ 50,000円	支払った保険料の合計額×0.5	50,001円～	25,000円（上限額）	長期損害保険料	～ 5,000円	支払った保険料の全額	5,001円～ 15,000円	支払った保険料の合計額×0.5+2,500円	15,001円～	10,000円（上限額）
保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額														
地震保険料	～ 50,000円	支払った保険料の合計額×0.5														
	50,001円～	25,000円（上限額）														
長期損害保険料	～ 5,000円	支払った保険料の全額														
	5,001円～ 15,000円	支払った保険料の合計額×0.5+2,500円														
	15,001円～	10,000円（上限額）														
寡婦控除	<table border="1" data-bbox="395 835 1385 1093"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分（要件等）</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">寡婦</td> <td>①夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の方</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>②夫と死別・離婚した後再婚していない方で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下かつ令和5年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子以外の扶養親族がいる方</td> <td>260,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※生計を一にする子以外の扶養親族のうち、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方は除きます。 ※扶養親族には、年少扶養親族も含まれます。</p>	区分（要件等）		控除額	寡婦	①夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の方	260,000円	②夫と死別・離婚した後再婚していない方で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下かつ令和5年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子以外の扶養親族がいる方	260,000円							
区分（要件等）		控除額														
寡婦	①夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の方	260,000円														
	②夫と死別・離婚した後再婚していない方で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下かつ令和5年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子以外の扶養親族がいる方	260,000円														
ひとり親控除	<table border="1" data-bbox="406 1272 1412 1496"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分（要件等）</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親</td> <td>配偶者と死別・離婚した後再婚していない方、または事実上婚姻関係にある者がいない方で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下かつ令和5年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる方</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※生計を一にする子のうち、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方は除きます。 ※扶養親族には、年少扶養親族も含まれます。</p>	区分（要件等）		控除額	ひとり親	配偶者と死別・離婚した後再婚していない方、または事実上婚姻関係にある者がいない方で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下かつ令和5年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる方	300,000円									
区分（要件等）		控除額														
ひとり親	配偶者と死別・離婚した後再婚していない方、または事実上婚姻関係にある者がいない方で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下かつ令和5年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる方	300,000円														
勤労学生控除	<p>大学や高校の学生や生徒で、令和5年中の合計所得金額が75万円以下であり、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の方。</p> <p>[控除額] 260,000円</p> <p>※この控除を受ける場合は、学生証等の提示が必要です。</p>															

障 害 者 控 除	令和5年12月31日現在（年の途中で死亡した方の場合は死亡当時）、あなたやあなたの扶養する配偶者や親族が障害者である場合。				
	[控除額]				
	障害者控除の区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	控除額
	普通障害	3級以下	B	2級・3級	260,000円
	特別障害	1級・2級	A	1級	300,000円
同居特別障害	530,000円				
<p>※この控除を受ける場合は、障害者手帳または証明書の提示が必要です。</p> <p>※介護認定を受けている場合、介護度によって障害者控除を受けられる場合があります。</p>					

配 偶 者 控 除 ・ 配 偶 者 特 別 控 除	令和5年12月31日現在（年の途中で死亡した方の場合は死亡当時）生計を一にする配偶者を有する場合は、配偶者の合計所得金額に応じて控除されます。（内縁、他の方の扶養親族、事業専従者を除く。）				
	【配偶者控除】 配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下のとき。				
	[控除額]				
		控除額			
		本人所得 900万円以下	本人所得 950万円以下	本人所得 1,000万円以下	本人所得 1,000万円超
	控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	0円
	老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円	0円
	【配偶者特別控除】 配偶者の令和5年中の合計所得が48万円を超え133万円以下のとき、段階的に控除が受けられます。ただし、あなたの所得が900万円を超える場合は控除額が少なくなり、さらに1,000万円を超えると控除額は0円になります。				
	[控除額]				
	配偶者の合計所得金額	控除額			
	本人所得900万円以下	本人所得950万円以下	本人所得1,000万円以下		
480,001円 ～ 1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円		
1,000,001円 ～ 1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円		
1,050,001円 ～ 1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円		
1,100,001円 ～ 1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円		
1,150,001円 ～ 1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円		
1,200,001円 ～ 1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円		
1,250,001円 ～ 1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円		
1,300,001円 ～ 1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円		
1,330,001円以上	0円	0円	0円		

扶 養 控 除	令和5年12月31日現在（年の途中で死亡した方は死亡当時）生計を一にする親族で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合。		
	[控除額]		
	扶養親族の年齢	控除対象扶養親族の区分	控除額
	0歳～15歳 (平成20年1月2日～令和6年1月1日生まれ)	対象外 ※	0円
	16歳～18歳 (平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ)	控除対象扶養親族	330,000円
	19歳～22歳 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ)	特定扶養親族	450,000円
	23歳～69歳 (昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ)	控除対象扶養親族	330,000円
70歳～ (昭和29年1月1日以前生まれ)	老人扶養親族	同居老親等以外	380,000円
		同居老親等	450,000円
令和6年1月1日時点の年齢で判断してください。			
※平成23年分の申告から年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除は廃止され、扶養控除の対象になりませんが、 <u>個人住民税の均等割算定などに適用できるため、16歳未満の方を扶養している場合は、申告をお願いいたします。</u>			
基 礎 控 除	課税計算において適用される控除ですが、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が逡減し、2,500万円を超えた場合は控除が適用されなくなります。		
	合計所得金額	控除額	
	2,400万円以下	43万円	
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	
	2,450万円超2,500万円以下	15万円	
	2,500万円超	0円	
雑 損 控 除	令和5年中に地震、火災、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合。		
	[控除額] 次のいずれか多い方の金額		
	①（損失額－補てん金）－（総所得金額等×10%） ②災害関連支出の金額－5万円		
※この控除を受ける場合は、被害を受けた資産等の額がわかるもの、り災証明書（写し可）、盗難証明書等が必要です。			

医療費控除	<p>令和5年中に支払った医療費、医薬品の購入費などがある場合。 (最高限度額200万円)</p> <p>[控除額] 支払額－保険等の補てん金－(10万円または合計所得の5%の少ない方)</p> <p>また、平成30年度～令和9年度課税分の住民税控除において、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が適用できます。<u>ただし、前述の医療費控除との併用はできません。</u></p> <p>スイッチOTC医薬品の購入費がある場合。 (最高限度額8万8千円)</p> <p>[控除額] 支払額－保険等の補てん金－1万2千円</p> <p>※この控除を受ける場合は、医療費控除の明細書または医療費のお知らせが必要です。</p>
-------	---

所得金額調整控除	<p>(1) 給与収入が850万円を超え、かつ次のいずれかに該当する場合は、850万円を超えた分(150万円を上限)の10%が給与所得から控除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人特別障害</li> <li>・ 23歳未満の扶養親族がいる</li> <li>・ 特別障害の同一生計配偶者または扶養親族がいる</li> </ul> <p>(2) 給与所得と年金所得があり、その所得の合計が10万円を超えるときは、給与所得(10万円を限度)＋年金所得(10万円を限度)－10万円の額が給与所得から控除されます。</p>
----------	---

## ◎税額控除

所得、所得控除とは別に、税率をかけた後に控除するものです。

### (1) 調整控除

調整控除とは、所得税と住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差額に基因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除するものです。

	市民税	県民税
合計課税所得金額 200万円以下	① 所得税との人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額	
	①と②のいずれか小さい額×3%	①と②のいずれか小さい額×2%
合計課税所得金額 200万円超	① 所得税との人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額－200万	
	(①－②) (5万円を下回るときは5万円) ×3%	(①－②) (5万円を下回るときは5万円) ×2%

※合計課税所得とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および山林所得金額の合計額です。

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除は適用されません。

### (参考) 市・県民税と所得税との人的控除額の差

控除の種類		控除差	控除の種類		控除差		
基礎控除		5万円	控除の種類		納税者本人の所得金額		
障害者控除					900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	普通障害者	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別障害者	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別障害者	22万円		配偶者 特別控除※	48万円超 50万円未満	5万円	4万円
寡婦控除		1万円		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親控除	父	1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	母	5万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除		1万円					

### (2) 配当控除

課税標準額	市民税	県民税
1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
1,000万円超の部分	0.8%	0.6%

※ 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配や一般外貨建等証券投資信託の収益の分配は割合が変わります。

### (3) 住宅借入金等特別税額控除

所得税の申告で住宅借入金等特別控除の適用を受け、住宅借入金等特別控除等適用前の所得税額＜住宅借入金等特別控除だった場合、その超えた分が住民税から控除できる場合があります（市民税3/5、県民税2/5）。

この控除を適用するには年末調整または確定申告をしてください。

#### (4) 寄付金税額控除

住民税控除の対象となる寄付金

- ① 地方公共団体（ふるさと納税）
- ② 住所地の共同募金会
- ③ 住所地の日本赤十字社支部
- ④ 群馬県または渋川市が条例で指定した寄付金

[控除額]

(寄付金合計-2,000円) × 10% (市民税6%、県民税4%)

さらに①の寄付金については、所得割額の20%を限度として

(①の寄付金-2,000円) × (90%-寄付者の所得税率) を加算 (市民税3/5、県民税2/5)

※ ふるさと納税ワンストップ特例の場合は、所得税の控除分が住民税の控除となります。

※ ④で、群馬県の条例でのみ指定した寄付金の場合は、県民税のみ控除されます。

### ◎ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

配当所得や株式譲渡所得で、住民税として源泉徴収される5%の税額があります。住民税申告にて配当所得や株式譲渡所得を申告したとき、本税額も申告することでこの源泉徴収分を所得割額から控除します (市民税3/5、県民税2/5)。

## ◎均等割

区分	市民税	県民税	国税	合計
上乗せ前の均等割	3,000円	1,000円	なし	4,000円
ぐんま緑の県民税 (令和10年度まで)	なし	700円	なし	700円
森林環境税(国税)	なし	なし	1,000円	1,000円
合計	3,000円	1,700円	1,000円	5,700円

## ◎税額の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{総所得金額} \\ \text{(1~2ページで算出した所得の合計)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{所得控除合計額} \\ \text{(3~7ページで算出した所得控除の合計)} \end{array} = \text{課税標準}$$

$$\text{課税標準} \times \text{税率} = \text{算出所得割額}$$

(市6%、県4%の計10%)

$$\text{算出所得割額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

(8~9ページ参照)

$$\text{所得割額} + \text{均等割額} = \text{年税額}$$

(上記参照)

※ 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

※ 配当割額や株式等譲渡所得割額などの納付済みの住民税があり、それを申告している場合は、控除不足額として年税額から差し引きます。

## ◎住民税が非課税となる条件

住民税は主に所得額に応じて税額を決める「所得割」と、一定以上の所得がある人に定額でかかる「均等割」から成り立っています。

所得割と均等割それぞれに非課税規定が設けられています。

### ★均等割・所得割とも非課税となる方

- ・ その年の1月1日時点で生活保護を受けている方
- ・ 障害者・未成年者・ひとり親・寡婦に該当し、かつ前年の所得が135万円以下の方
- ・ 前年の合計所得金額が次の金額以下の方

28万円 × (同一生計配偶者及び扶養人数の合計+1) + 16万8千円※ + 10万円  
 ※同一生計配偶者及び扶養人数がない場合は38万円。

### ★均等割だけ課税となる方

- ・ 上記の非課税規定を超え、かつ前年の総所得金額が次の金額以下の方

35万円 × (同一生計配偶者及び扶養人数の合計+1) + 32万円※ + 10万円  
 ※同一生計配偶者及び扶養人数がない場合は45万円。